

## 危険空き家除却費補助制度のご案内

岡崎市では倒壊や外装材等の飛散の恐れがある空家等の除却に要する費用の一部を予算の範囲内で補助します。

### 危険空き家の例



出典：「外観目視による住宅の不良度判定の手引き(案)」(平成 23 年 12 月国土交通省)

### 危険空き家とは

建物の基礎、外壁、屋根等が破損し、倒壊等の危険がある住宅のうち、

- ① 概ね 1 年以上使用されていないもの
- ② 火災により著しく損壊し、り災証明の発行を受けたもの（り災住宅）

を危険空き家とします。

### 補助の対象

危険空き家のうち、以下の 1 から 5 をすべて満たすものが対象となります。

- 1 ア、イのいずれかを満たすもの。  
ア 市街化区域内の敷地に現に存するもの。  
イ 落下もしくは倒壊により歩行者等に危害を加えるおそれのあるもの。
- 2 延べ面積の 2 分の 1 以上が居住の用に供されていたこと。
- 3 木造であること。
- 4 所有権以外の権利が設定されていないこと。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合であっても当該権利の権利者の同意があれば可。また、所有者が複数存在する場合は所有者全員の同意が必要。
- 5 建物の除却について、他の補助金等の交付を受けていないこと。

### 補助金の額

り災住宅	上限 20 万円	※どちらの場合も建物の除却に係わる費用の
それ以外の場合	上限 10 万円	1/2 まで補助

### 申込方法・期間

補助金交付申請の前に、補助対象建物に該当するかどうかの判定を行います。「補助対象建物判定申請書」に必要事項を記入し、市役所住宅課へ提出してください。

補助対象建物に該当する旨の通知を受けた方は、「危険空き家除却事業補助金交付申請書」を令和元（2019）年 10 月 31 日（木）までに提出してください。

交付申請書の受付は先着順に行い、予算に達した時点で募集を終了します。

### 留意事項

- ・ 建物を除却した場合、固定資産税が上がる可能性があります。
- ・ 除却工事の請負契約は、補助金交付決定を受けた後に契約を結ぶ必要があります。
- ・ 空き家の除却の他、樹木や工作物も除却し、更地にする必要があります。
- ・ 除却後の空き地の適正管理を行う必要があります。

## 補助金交付までの流れ

